

## 令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第4回）

日時：令和3年3月16日（火）午前10時～

場所：都庁第一本庁舎42階北塔 特別会議室A

### — 会 議 次 第 —

- 1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議  
一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業
  
- 2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議  
北清掃工場建替事業【1回目】
  
- 3 その他

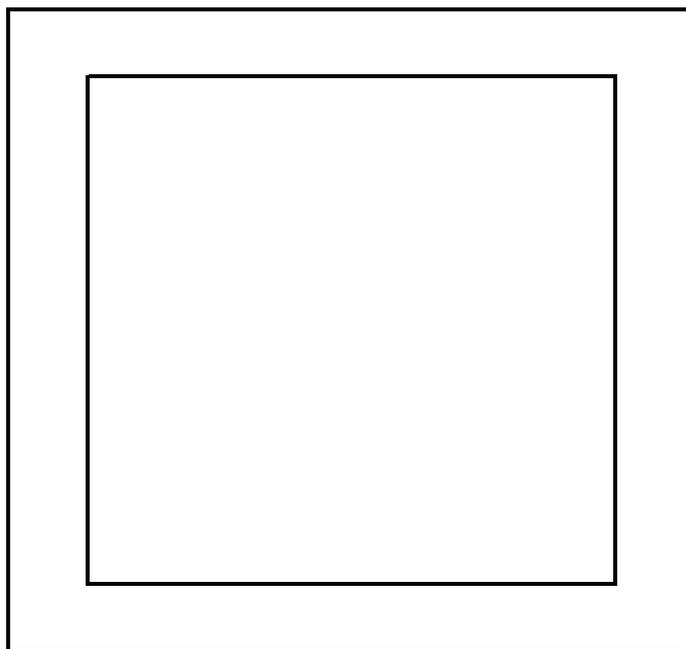
#### 【審議資料】

- 資料1 「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」調査計画書
- 資料1-1 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について
- 資料1-2 「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）
- 
- 資料2 「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第4回） 座席配置

日時：令和3年3月16日（火）午前10時～  
場所：都庁第一本庁舎42階北塔 特別会議室A

第  
二  
部  
会  
委  
員  
長



宮  
田  
ア  
セ  
ス  
メ  
ン  
ト  
担  
当  
課  
長

下  
間  
ア  
セ  
ス  
メ  
ン  
ト  
担  
当  
課  
長

和  
田  
政  
策  
調  
整  
担  
当  
部  
長

【テレビ会議による出席者】

会長 柳委員

池邊委員 日下委員 小林委員 袖野委員 寺島委員  
宮越委員 宗方委員 保高委員 渡邊委員（10名）

## 第二部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の  
項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和3年3月16日

(事業名称) 一般国道20号日野バイパス(延伸)Ⅱ期建設事業

## 1 選定した環境影響評価の項目 13項目 (選定した理由 P86~87)

大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物

## 【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地の一部は、別事業である土地区画整理事業区域を含み、当該区画整理事業との施行時期の重複により、工事用車両がもたらす一般粉じん、騒音・振動の影響増大が懸念されることから、施行中の将来交通量について適切に算定を行うこと。

## 【景観】

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、関係地域の景観に関する法令や計画等を踏まえ、地域の特性を考慮した上で、適切に地点を選定し、予測・評価を行うこと。

## 2 選定しなかった環境影響評価の項目 4項目 (選定しなかった理由 P87)

悪臭、地形・地質、風環境、温室効果ガス

意見なし

## 3 都民の意見書及び周知地域市長の意見

別紙のとおり

「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価調査計画書に対する都民の意見書及び周知地域市長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	0 件
周知地域市長からの意見	2 件
合 計	2 件

2 周知地域市長からの意見

【日野市長】

1 全体的な意見

(1) 事業実施にあたっては、関係法令等を遵守し、環境保全の見地に立って周辺環境への負荷を極力小さいものとなるよう配慮されたい。

【八王子市長】

1 評価項目に関する意見

(1) 生物・生態系

①118 頁中、表8.2.26 調査方法（現地調査）の「調査時期・期間等」に基づく調査回数は、調査対象に合わせて検討すること。

(2) 景観

①128 頁中、表8.2.38 調査方法（既存資料調査）のうち「調査事項」の「4.都市の景観の保全に関する方針等」における「使用する主な資料」のほかに「八王子市公共施設景観形成マニュアル」（八王子市）も参照すること。

②129 頁中、表8.2.39 調査方法（現地調査）のうち「調査範囲・地点」は、「概ね周囲500mの範囲とする」とあるが、八王子市景観計画における東南部地域の景観特性と景観資源（八王子市景観計画 31～33 頁）に記載のある「高台の住宅地からの眺望」を、眺望点としての追加を検討すること。

2 その他

本事業により、市民生活や企業活動に悪影響が生じないよう、十分な調査を行うこと。

## 「一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」に係る 環境影響評価調査計画書について（案）

### 第 1 審議経過

本審議会では、令和 3 年 1 月 15 日に「一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

### 第 2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

#### 【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地の一部は、別事業である土地区画整理事業区域を含み、当該区画整理事業との施行時期の重複により、工事用車両がもたらす一般粉じん、騒音・振動の影響増大が懸念されることから、施行中の将来交通量について適切に算定を行うこと。

#### 【景観】

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、関係地域の景観に関する法令や計画等を踏まえ、地域の特性を考慮した上で、適切に地点を選定し、予測・評価を行うこと。

### 第 3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和3年1月15日	・調査計画書について諮問
部 会	令和3年3月16日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 （大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物） ・総括審議
審議会	令和3年3月24日	・答申（予定）

「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階  
関係区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	3 件
関係区長からの意見	2 件
合 計	5 件

2 都民からの主な意見

1 全体的な意見

- ① M6強の大地震が首都圏を襲うリスクは高まってきており、建物やプラント部分は耐震構造になっていたとしても、インフラ（電気・ガス）が途絶した場合のバックアップは72時間の非発設備では不十分である。
- ② このエリアは荒川氾濫時には水没することが明らかであることから、洪水に対してもプラント部分が水没し、灰バンカ部の高濃度ダイオキシン類が流失してしまわないように、十分な設計上の配慮が必要である。
- ③ 全覆いテントが採用できない理由を敷地の形及び解体対象建物が変形していること、東京都の下水管が埋まっていてその上部に全覆いテントの基礎を作ることが出来ないこと、地下部分が深いことの3点を挙げているが、それらは技術的にクリアできる可能性が十分にある。全覆いテントを使用しない場合、全覆いテントに準じる工法として、煙突解体に採用されているワイヤーソー工法を本体建物解体にも全面採用するよう要求している。荒川流域であるこの敷地周辺は軟弱地盤であり、解体工事での振動や杭打ち時の発生振動を考えると、不安である。
- ④ 北清掃工場の敷地北側には、都市計画道路補助86号線が事業化されている。工事の完了後の予測評価にあつては、補助86号線が開通した場合を想定した複合影響も対象とする必要がある。
- ⑤ 準備工事における仮囲いは、防音パネルと部分的な全覆い仮設テントとされているが、他の清掃工場で行われているような全覆いの仮囲いとする代替案を検討し、本計画の仮囲いで施工した場合との環境影響の違いを比較評価すべきである。

2 評価項目に関する意見

(1) 大気汚染

- ① 予測地点に、旧赤羽中学校付近と神谷3丁目柏木神社付近の2点を加えて、その評価結果を新たに提示して戴きたい。
- ② 予測評価の前提条件として、条件の悪い無風状態での評価結果を再提示して戴きたい。
- ③ 説明会時資料P.25に最大予測濃度が記載されているが、本編表8.1-64では、予測濃度は、提示数値のおよそ倍以上の数値となっている。二酸化窒素は、0.0699ppmとな

り、環境基準0.06ppm以下を上回っている。出現頻度が1.3%といっても年換算では約5日間となり、決して見過ごせない。

- ④ 近隣住民が最も懸念している環境影響要因である「施設の解体工事」と、環境影響評価項目「一般粉じん（大気汚染）」について全く触れられていないのは問題である。大気汚染に係る予測評価物質に「一般粉じん」を加え、最優先で予測評価すべきである。
- ⑤ 外筒解体時の粉塵、ダイオキシン類の飛散を防ぐ為には、切断部の部分養生がとても大切であると考えられる。
- ⑥ 解体工事時の環境影響評価は、排出ガスに関する予測と評価のみの説明であるが、解体工事期間も予測・評価の対象に含まれるならば、ダイオキシン類を含めた大気汚染に係る6項目のモニタリングの実施を行って戴きたい。

## (2) 騒音・振動

- ① 既存建物解体に関して、当該計画地は荒川流域にあたり、地盤状況は極めて悪く、振動が伝搬しやすい地盤性状となっている。解体時に破碎機（ニブラ等）で搦んで揺さぶる等の際に、大きな振動が発生するであろうことが容易に予想されることから、そうした安易な解体工法を用いないようにして戴きたい。
- ② 解体工事期間中も、敷地境界上の点だけでなく、実害が及ぶ複数地点にて振動計を設置してモニタリングし、施工管理を行って戴きたい。
- ③ 振動レベルの72dBは、屋内にいる人のほとんどが揺れを感じ、眠っている人が目を覚ますだけでなく、中には恐怖感を覚える人もいる震度である。高齢者が多いこの地域の特性をよくよく配慮してほしい。

## (3) 土壌汚染

- ① コンクリート槽で封じ込めていない部分に関しては、敷地の地下水位が高いことから、結局は周辺地盤へ溶出してしまう。洪水時には上部からの溶出の可能性も否定できない。また、コンクリート槽も土中にあっても長期的には腐食、破損する以上、汚染リスクは解消されない。安心安全に暮らせる環境を次世代に引き継ぐ意味からも、今回の工事で撤去処分をして戴きたい。

## (4) 地盤・水循環

- ① 北清掃工場は荒川沿いの低平地にあり、予測しえない地盤沈下や地下水の変動が起きる恐れは否定できない。直接的な因果関係がわかりにくい地盤及び水循環についても「苦情対応」を必ず行って頂きたい。
- ② 敷地に限らず、この地域は地下水位が高く、山留にSMW連壁を用いても、完全に根切り底等からの湧水がないとは言い切れず、施工上、後になってディープウェルや窯場排水を行う可能性が予測される。このため、周辺の地盤沈下予測と計測等の対策をあらかじめ考慮してほしい。

## (5) 景観

- ① 地域景観の構成要素には1500m圏の北区景観百選で選定された場所を追加し、北清

掃工場が眺望できる場所については、写真撮影による眺望の変化の予測を行うべきである。

② 北区景観百選には北清掃工場自体も選定されており、周辺の景観資源も多数紹介されていることから、大変重要な配慮事項として位置づけて頂きたい。

#### (6) 史跡・文化財

① 計画地内には鎌倉時代から存在すると言われる古道（王子～岩淵）の一部があり、本事業及び都市計画変更によってこれが封鎖される。従って、史跡・文化財を予測評価項目に選定し、適切な対策を講じるべきである。

#### (7) 温室効果ガス

① 温室効果ガスは工事完了後の施設の稼働だけでなく、工事用車両の走行やごみ収集車両等の走行によっても排出されるため、これらも予測評価の対象とすべきである。

### 3 その他

① 風環境については、工場棟の面積は1.5倍にも増加し、敷地を広く覆いつくすため、風環境への影響は十分懸念され、また、都市計画道路補助86号線の空地が生まれれば、風環境への新たな影響が生じる恐れがあるため、予測評価項目に選定すべきである。

## 3 関係区長からの意見

### 【北区長】

#### 1 全体的な意見

① 事業の実施にあたり、環境影響評価手続で示された環境保全のための措置を確実に実施するとともに、引き続き、最新技術の導入などを検討し、区民からの意見・要望を踏まえた上で、より一層の環境保全に努めること。

② 施設稼働後も、温暖化防止を念頭においたエネルギーの使用の合理化や環境保全上の支障となる環境負荷への低減を常に意識し、技術革新の動向を踏まえた上での設備更新や運用改善等を推進していくこと。工事期間中や施設稼働後における周辺自治体及び住民からの声に対して真摯に対応し、安全配慮、公害防止に努めること。

#### 2 評価項目に関する意見

##### (1) 大気汚染

① アスベストについて、関係法令等に基づき解体工事における事前調査を実施すること。また、アスベストが確認された場合は、速やかに区へ情報提供を行い、関係法令等に基づき適正に除去及び処分を実施し、飛散防止に努めること。

② 微小粒子状物質（PM2.5）について、「予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定しない。」とあるが、環境影響評価書作成時までに、予測・評価手法が確立された場合は、新たに予測・評価すること。

- ③ 工事施行中の建設機械稼働に伴う排出ガスについて、環境基準を下回り、大気質への影響は最小限に抑えられるとあるが、二酸化窒素については、環境基準との差がわずかであることから、十分注意して作業すること。
- ④ 解体工事期間中のダイオキシン類等の測定を実施すること。実施の際には飛散状況を適切に把握するため、敷地境界において測定を行うこと。また、測定の結果、管理基準を超えた場合は、工事を一時中断し、工程・作業方法の見直しなど、必要な措置を講じること。
- ⑤ 周辺には学校や保育園及び住宅が多数存在することから、工事施行中の一般粉じんの発生及び飛散防止について、最新技術の導入を含めた可能な限りの方策を尽くすこと。

## (2) 騒音・振動

- ① 工事施行中の騒音・振動ともに、評価結果は基準値を下回っているが、周辺には学校や保育園及び住宅が多数存在することから、低騒音・低振動型の重機の積極的な採用を含めた最新技術の導入等、より一層の騒音・振動の低減に努めること。
- ② 工事車両、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の評価結果において、全ての地点で環境基準を超過していることから、低公害型車両の採用や適正運行により、より一層の騒音低減に努めること。
- ③ 低周波騒音について、既存工場での実績と新工場での機器類の類似性から、予測・評価項目として選定していないが、環境保全の措置として、新工場稼働後に測定し、結果を明らかとすること。

## (3) 土壌汚染

- ① 土壌調査について、工場の操業停止後に土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、各单位区画を設定した上で、あらためて土壌調査を行うこと。また、汚染が判明した場合は、速やかに区へ報告を行うとともに、関係法令等に則り適正に処理すること。
- ② 汚染土壌の封込め槽について、槽からの汚染物質の流出がないことを確認するため、槽内の汚染土壌中の有害物質に係る項目に関し、工事の施行期間中を通じて地下水質の調査を実施すること。

## (4) 日影

- ① 日影の予測条件における日影測定面の位置において、等時間日影図を平均地盤面＋4.0mとして作成しているが、評価の結果(1)では時間の記載がないため、(2)と同様に時間の変化についても記載すること。

## (5) 景観

- ① 当区においては色彩基準をマンセル値により定めているため、評価にあたってはマンセル値により記載すること。
- ② 煙突の色彩について、今後更なる検討を行うのか教示願いたい。
- ③ 代表的な眺望点及び眺望の状況の調査地点（近景）③における現況及び将来につ

き、近接建築物の解体及び新たな建築予定に関係し、眺望の変化の程度の適切な評価に至っていないため、掲載写真への正確な反映または調査地点の変更等を検討すること。

(6) 自然との触れ合い活動の場

- ① 「北区緑の基本計画2020」に記載のある「公共施設を中心に生物多様性に配慮した緑化」の推進に則り、生物多様性地域戦略を意識した緑化を推進すること。
- ② 「面的・線的な樹木の植栽」を行う際は、エコロジカル・ネットワークに配慮した階層構造に富んだ地域在来種の植栽を優先し、生きものを身近に感じられるような緑づくりを検討すること。

(7) 温室効果ガス

- ① 最新の知見や設備導入等による廃熱利用のさらなる効率化、再生可能エネルギーの利活用などを積極的に進めて環境負荷の低減に取り組み、温室効果ガスの排出抑制に努めること。

**【足立区長】**

1 評価項目に関する意見

(1) 大気汚染

- ① 工場稼働後の大気（排気ガス及び煤塵）については、引き続き常時測定を実施すること。